

## 資料 3

## 箕面市障害者市民施策推進協議会の専門部会について

## 1. 設置根拠

箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱（平成31年1月23日改正）  
（専門部会）

第7条 市長は、専門的な事項を検討するため、次に掲げる専門部会を開催するものとする。

## 2. 令和元年度専門部会（案）

部会名	検討事項	開催頻度	運営・進行
		部会員	
① 障害者計画及び 障害福祉計画部 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期障害福祉計画（平成30～令和2年度）の推進にかかる進行管理を行う。</li> <li>第6期障害福祉計画（令和3～5年度）の策定について検討する。</li> </ul>	必要に応じて	部会長 （座長が指名）  （部会長の指名により副部会長を置くことができるとする。事務局は、開催準備、調整、報告書作成などを行う。）
		希望する構成員等	
② 障害者差別解消 法部会	障害者の差別解消に関する取り組み等について検討する。	年3回程度	
		希望する構成員等	
③ （仮称）箕面市 手話言語及び多 様な意思疎通の ための手段の利 用促進条例部会	（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例の制定に向けた検討を行う。	2～3か月に 1回程度	
		希望する構成員等 及び部会長が認め た者	

## 3. 専門部会の部会員について

- 部会員は、原則として障推協の構成員またはオブザーバーとする。